

令和3年度4月補正予算(案)の概要

(財政局財政部財政課)

1 予算規模

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
一般会計	329,700,000	435,100	330,135,100
特別会計	247,518,300	9,100	247,527,400
企業会計	77,900,600		77,900,600
合 計	655,118,900	444,200	655,563,100

2 補正額一覧表

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額	
民生費	109,803,467	435,100	110,238,567	
その他	219,896,533		219,896,533	
歳 出 合 計	329,700,000	435,100	330,135,100	
同 上 財 源	国庫支出金	59,376,673	426,000	59,802,673
	繰入金	7,466,788	9,100	7,475,888
	その他	262,856,539		262,856,539
歳 入 合 計	329,700,000	435,100	330,135,100	

(2) 特別会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
国民健康保険事業会計	69,245,000	2,900	69,247,900
介護保険事業会計	71,984,000	6,200	71,990,200
その他	106,289,300		106,289,300
合 計	247,518,300	9,100	247,527,400

3 事業概要

444,200 千円

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対する支援のほか、収入が減少した国民健康保険及び介護保険の被保険者に対する支援を実施。

(1) 一般会計

(単位:千円)

事業名	概要	金額
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 (ひとり親世帯分) (財源:国庫補助金10/10) 【子ども家庭課】	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給 ・対象世帯 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給世帯 ②公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯 ③直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯 ※直近の収入とは、令和2年2月以降の任意の1か月の収入から算出する1年間の収入見込額をいう。 ・対象児童数 ①約6,500人 ② 約300人 ③約1,500人 ・給付額 児童1人につき5万円 ・給付時期 ① 令和3年5月11日(申請不要) ②③令和3年6月11日が初回(要申請)以降、原則毎月11日に随時払い ・申請期間 令和3年5月～令和4年2月	426,000
国民健康保険事業会計(事業勘定)繰出金 【保険年金管理課】	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免に伴う国民健康保険事業会計への繰出金の増額	2,900
介護保険事業会計繰出金 【介護保険課】	新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に伴う介護保険事業会計への繰出金の増額	6,200

(2)国民健康保険事業会計

(単位:千円)

事業名	概要	金額
国民健康保険事業会計 (事業勘定) 【保険年金管理課】	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険料の減免に伴う財源更正及び減免申請受付業務の実施に伴う経費の増</p> <p>【減免の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の令和3年の事業収入等が前年に比べて3/10以上減少した世帯 <p>・減免額 ①全額免除</p> <p>②世帯の所得状況に応じ算定された減免対象保険料に、次の前年所得の段階に応じた割合を乗じて算出</p> <p>300万円以下:10/10、400万円以下:8/10、550万円以下:6/10、750万円以下:4/10、1,000万円以下:2/10</p> <p>・適用年度 令和3年度</p> <p>【財源更正の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料収入の減 Δ138,000千円 ・県支出金の増 27,600千円 ・基金繰入金の増 110,400千円 <p>【受付業務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区保険年金課における申請受付、書類の事前確認等 2,900千円 	2,900

(3)介護保険事業会計

(単位:千円)

事業名	概要	金額
介護保険事業会計 【介護保険課】	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者(65歳以上)に対する介護保険料の減免に伴う財源更正及び減免申請受付業務等の実施に伴う経費の増</p> <p>【減免の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った者 ②主たる生計維持者の令和3年の事業収入等が前年に比べて3/10以上減少した者 <p>・減免額 ①全額免除</p> <p>②主たる生計維持者の所得状況に応じ算定された減免対象保険料に、次の前年所得に応じた割合を乗じて算出</p> <p>210万円以下:10/10、210万円超:8/10</p> <p>・適用年度 令和3年度</p> <p>【財源更正の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料収入の減 Δ58,000千円 ・国庫支出金の増 11,600千円 ・基金繰入金の増 46,400千円 <p>【受付業務等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区高齢介護課における受付、書類の事前確認 ・介護保険課における郵送受付、減免審査、還付手続、電話対応等 <p style="text-align: right;">6,200千円</p>	6,200